



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 36/2013年10月号

発行日：2013年10月21日

記録的な暑さだった夏が過ぎ、朝晩を涼しく感じているうちに、平成25年も残り2カ月余り。北海道には雪が降り、本州には未だ台風が押し寄せる。日本の四季は、世界にも誇れる素晴らしいものですが、自然災害による被害があるのも事実です。被災者の方のご冥福をお祈り申し上げます。

### I. 最新情報（2013年9月1日～2013年9月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013 年9月 9日	意見	IASB 公開草案「規制繰延勘定」に対する意見について	本公開草案と並行して、IASB は長期的には料金規制事業についての包括的なプロジェクトを実施し、規制繰延勘定残高が「概念フレームワーク」の資産及び負債に合致するかどうかという広範に及び論点に対応するとされている。我々は、本公開草案は、初度適用で規制繰延勘定を従前の会計原則に従って認識している企業に対し、IFRS 適用の障害を取り除くという短期的な目的のための暫定的なガイダンスであると認識しており、その限りにおいて提案されている内容に同意する。  なお、我が国においては断続的に IFRS 初度適用企業が発生する状況にあり、本件と同様に、自国基準から IFRS への移行を促進させる規定の新設が必要な場合には、前向きに取り組んでいただくよう希望する。	—
2013 年9月 26日	意見	IASB 公開草案「リース」に対する意見について	本公開草案は、2010 年に公表された当初の公開草案に対して寄せられた多くのコメントを反映し、実務上の取扱いについても多くの考慮が含まれているものと我々は認識しており、IASB の継続的	—

			<p>な努力に深く敬意を表する。</p> <p>しかしながら、我々は、本公開草案の提案には依然として改善を検討すべき論点があることも認識しており、例えば以下の点が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 借手のタイプBのリースの会計処理（使用権の遞増償却）</li> <li>2. 原資産が不動産であるかどうかによる分類</li> <li>3. リースの識別、契約の構成部分の区分及びリース期間に関連する要求事項の実務への適用</li> </ol> <p>我々は、これらの点について、最終基準の公表に至るまでに更なる検討が行われることを期待する。</p>	
--	--	--	---	--

### 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

特になし

### 4. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## II. 連絡広場

### 1. ワンポイントメッセージ

#### 不正について

企業会計審議会は、2013年3月26日に「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」を公表しました。当意見書の公表を受けて、翌27日には、金融庁から「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」が公表されました。さらに、6月17日、日本公認会計士協会（監査基準委員会）から「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に対応するための監査基準委員会報告書の改正について」が公表されました。

さて、今回は、「不正」について考察してみたいと思います。

まず、「不正」の言葉を辞書で調べると、文字通り「正しくないこと」とあります。

これを、企業として考える時、粉飾決算、資産横領、循環取引などをはじめ、食品や原材料、生産地の不当表示、インサイダー取引、個人情報の窃盗、果てはセクハラやパワハラまで、さまざまな「不正」(A)が考えられます。

一方、監査基準委員会報告書（以下監基報という）240第3項及び第10項で、「不正」(B)は、不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役等、監査役等又は第三者による意図的な行為をいい、その「不正」(B)には不正な財務報告（いわゆる粉飾）と資産の流用があります。

この「不正」(B)は、上述した企業における広い概念の「不正」(A)のうち、「財務諸表の虚偽表示の原因となる不正」と考えられます。

さらに、監査人が財務諸表監査において対象とする、すなわち監基報において取り扱う「不正」(C)本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

は、不正（B）のなかでも重要な虚偽表示の原因となるもののみを言います。

そして、監基報 240A1 に、不正（以下C）は、不正を実行する「動機・プレッシャー」、「機会」及び不正行為に対する「姿勢・正当化」を伴って生じるとあります。

これは、米国の組織犯罪研究者ドナルド・クレッシーが 1940 年代に立てた仮説「不正のトライアングル」から来たものです。クレッシーは、横領関連の罪で服役中の受刑者を対象に実証分析を行い、3つの条件が揃うと横領が発生することを発表しました。「不正のトライアングル」は、これを一般化したものといえます。

2002 年、エンロン事件後に米国公認会計士協会（AICPA）の監査基準書（Statements on Auditing Standards “SAS”）第 99 号「財務諸表監査における不正の検証（Consideration of Fraud in a Financial Statements Audit）」でも不正行為が発生する3要因として取り上げられました。なお、「粉飾」等、一定の会計知識が必要とされる不正の場合には、上記の3つのリスク要因に「専門能力」を加えて、「不正のダイヤモンド」といった考え方も提示されています（金融庁企業会計審議会「監査部会」資料より）。

不正リスク対応基準は、監査人に対し、現行の監査基準の枠内で①誤謬による重要な虚偽表示のリスクに比し、より注意深く批判的な姿勢を求め、②不正リスクによる重要な虚偽表示を示唆する状況や疑義があると判断した場合の監査手続の実施を求めるものに過ぎず、従来通り不正の摘発を目的とするものではありません。

そして、不正を防止し発見する基本的な責任は、経営者、取締役会、監査役等にあることに変わりはありません。

しかし、企業（経営者、取締役、監査役等）と監査人との間で、不正についてどちらに責任があるかという問題ではなく、不正は悪であるという共通認識のもと、無くならない不正をいかに撲滅させるかについての議論（コミュニケーション）を活発化させねばなりません。

## ペーパーフェイスブック

ペーパーフェイスブックは、今後リニューアルし新たな視点から情報発信できるよう再構築する予定ですので、一旦終了致します。長い間ご愛読ありがとうございました。

### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以上